

岩手県医療局管理規程第2号

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月4日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局企業職員日額旅費規程の一部を改正する規程

医療局企業職員日額旅費規程（昭和49年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後							
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）							
区分		日額		摘要		区分		日額		摘要	
[略]				[略]							
能力開 発研修 及び専 門研修	宿泊 する 場合	公用の	[略]	[略]		公用の	[略]	[略]			
		宿泊施 設その	国立岩手山青 少年交流の家	[略]			宿泊施 設その	国立岩手山青 少年交流の家	[略]		
		他これ に準ず る宿泊 施設	<u>ぬくもりの里</u> <u>NUC</u>	<u>9,200円</u>			他これ に準ず る宿泊 施設				
		その他 の施設	[略]	[略]			その他 の施設	[略]	[略]		
		[略]	[略]				[略]	[略]			
[略]				[略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規程は、平成28年3月4日から施行する。